



# さいたま市 物価高騰対応重点支援給付金のご案内

物価高騰対応重点支援給付金は、令和5年度住民税非課税世帯や均等割のみ課税世帯、令和5年7月から12月までに家計急変（収入が減少）のあった世帯を支援する新たな給付金です。

申請期限は**令和6年5月10日（金）**です。（消印有効）

## 支給の対象となる世帯

次のいずれかにあてはまる世帯

① **令和5年度分の住民税が非課税**  
の世帯

② **令和5年度分の住民税が均等割のみ課税**  
の世帯

③ 令和5年7月から12月までに予期せず収入が減少し、世帯全員が**住民税非課税相当**となった世帯（家計急変世帯）

### お知らせを送付します

令和5年12月1日時点で、市に住民登録があり、令和5年度分の住民税が非課税の世帯には、お知らせを送付します。

※世帯状況によってはお知らせが送付されない場合があります。お手数ですがコールセンターにご連絡ください。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

### お知らせを送付します

令和5年12月1日時点で、市に住民登録があり、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税の世帯には、お知らせを送付します。

※世帯状況によってはお知らせが送付されない場合があります。お手数ですがコールセンターにご連絡ください。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

### 申請が必要です

令和5年12月1日時点で、市に住民登録があり、令和5年7月から12月までに予期せず収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯は、申請書に必要事項を記載して、添付書類とともにご提出ください。

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

次のいずれかにあてはまる場合は給付金の対象となりません。

- ・世帯の全員が、令和5年度住民税が課されている親族等の扶養を受けている世帯
- ・世帯の中に、租税条約による免除の適用を受けた結果、住民税(※)が非課税となった方がいる世帯（※均等割のみ課税の世帯については、住民税所得割）
- ・他市区町村で既に同様の趣旨の給付金を受給している世帯

## 支給額

- ①③ 1世帯当たり**7**万円  
② 1世帯当たり**10**万円

## 支給時期

令和6年2月下旬から順次

※申請が必要な方は、審査があるため市が受理してから1~2か月後が目安です。

# 支給手続き

## I 令和5年度分の住民税が非課税の世帯

## II 令和5年度分の住民税が均等割のみ課税の世帯

対象となる世帯には、以下の書類のうち、いずれか1つが送付されます。

### ■ 支給決定通知書が送付された方（手続不要）

支給決定通知書に記載されている振込先に給付金が支給されます。

※世帯主がマイナンバーカードで公金受取口座を設定している場合は公金受取口座に支給されます。公金受取口座を設定していない場合は、令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円給付)を受給した口座に支給されます(世帯主本人名義で受給した場合に限ります。)

### ■ 給付金確認書が送付された方（返送必要）

給付金確認書に必要な事項を記載して、添付書類とともにご提出ください。

《確認事項》

- ①印字された世帯主氏名等に誤りがないこと
- ②住民税(※)の課税対象となる所得があるにもかかわらず、未申告である方が世帯の中にいないこと
- ③世帯全員が、住民税が課されている親族等の扶養を受けている世帯ではないこと
- ④租税条約による免除の適用を受けた結果、住民税(※)が非課税となった方がいる世帯ではないこと(※均等割のみ課税の世帯については、住民税所得割)



### ※ 給付金申請書の提出が必要な方（申請必要）

世帯の状況によっては支給決定通知書、給付金確認書が送付されない場合があります。

お手数ですがコールセンターにご連絡ください。

申請書に必要な事項を記載して、添付書類とともにご提出ください。

## III 令和5年7月から12月までに予期せず収入が減少し、

## 世帯全員が住民税非課税相当(※)となった世帯(家計急変世帯)

(※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの収入見込額(令和5年7月から12月までの任意の1か月の収入×12)が住民税非課税水準以下であることを指します。)

(参考) 住民税非課税となる年間給与収入の目安

単身の場合：100万円以下 配偶者又は扶養親族を1名扶養している場合：156万円以下

### ■ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。

※申請書は、市ホームページ、コールセンター、各区役所申請サポート窓口で取得ができます。

### ■ 申請書に必要な事項を記載して、添付書類とともにご提出ください。

！ 定年退職による減収、年金が支給されない月の減収、季節性がある事業活動で通常収入を得られる時期以外の減収、産休・育休による減収などは、「予期しない収入減少」には該当しません。



物価高騰対応重点支援給付金を騙った  
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



市や内閣府などを騙る不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

## 「物価高騰対応重点支援給付金」のお問合せ

### 物価高騰対応重点支援給付金コールセンター

【(土・日曜日、祝・休日含む) 9時～17時】

電話 0120-800-447 FAX 0120-409-328

### 物価高騰対応重点支援給付金申請サポート窓口(各区役所内)

【2月5日(月)～5月10日(金)(土・日曜日、祝・休日除く) 9時～17時】

